・　指定通所支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときの市町村への通知（指定通所支援等基準第35条及び第62条）
・　指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付を決定した保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときの都道府県への通知（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第32条）
・　指定障害福祉サービス事業者が提供した指定障害福祉サービスに関し、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査への協力（指定障害福祉サービス等基準第39条第３項）
・　指定障害者支援施設等が提供した施設障害福祉サービスに関し、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査への協力（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第52条第３項）
・　障害児通所支援事業者等が提供した指定通所支援に関し、障害児等からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査への協力（指定通所支援等基準第50条第３項）
・　指定障害児入所施設が提供した指定入所支援に関し、障害児等からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査への協力（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第47条第３項）
・　指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の都道府県等への連絡（指定障害福祉サービス等基準第40条第１項）
・　施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の都道府県等への連絡（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第54条第１項）
・　指定通所支援の提供により事故が発生した場合の都道府県等への連絡（指定通所支援等基準第52条第１項）
・　指定入所支援の提供により事故が発生した場合の都道府県等への連絡（児童福祉法に基づく特定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第49条第１項）
・　地域活動支援センターのサービスにより事故が発生した場合の都道府県等への連絡（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準第17条第１項）
・　身体障害者社会参加支援施設の支援により事故が生じた場合の市町村等への連絡（身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第12条第１項）
・　保護施設を利用する者に対する管理規程に従った必要な指導（生活保護法第48条第２項）
・　精神障害者社会復帰促進センターへの情報提供の協力（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の４）
・　厚生労働大臣又は都道府県知事が行う報告命令、厚生労働省又は都道府県職員が行う質問等への対応（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条第１項及び第２項並びに児童福祉法第57条の３の３第１項及び第３項）
・　厚生労働大臣等が行う報告命令、厚生労働省等職員が行う立入検査等への対応（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の３第１項及び第51条の32第１項並びに児童福祉法第21条の５の26第１項及び第24条の39第１項）
・　厚生労働大臣が行う報告命令、厚生労働省職員が行う質問等への対応（児童福祉法第57条の３の３第２項及び第４項）
・　都道府県知事が行う報告命令、都道府県職員が行う立入検査等への対応（社会福祉法第70条、生活保護法第44条第１項、身体障害者福祉法第39条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第81条第１項、第85条第１項、児童福祉法第24条の15第１項、第34条の５、第34条の14第46条第１項及び発達障害者支援法第16条第１項）
・　都道府県知事又は市町村長が行う報告命令、都道府県又は市町村職員が行う立入検査等への対応（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条第１項及び第51条の27第１項並びに児童福祉法第21条の５の21第１項）
・　都道府県が行う報告命令、都道府県職員が行う質問等への対応（児童福祉法第57条の３第２項）
・　市町村等が行う報告命令、市町村等職員が行う立入検査等への対応（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第１項及び児童福祉法第57条の３の２第１項）
・　市町村等が行う報告命令、市町村等職員が行う質問等への対応（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第９条第１項及び児童福祉法第57条の３第１項）
・　市町村長が行う報告命令、市町村職員が行う立入検査等への対応（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27第２項及び児童福祉法第24条の34第１項）
・　政府等が実施する基幹統計調査の報告（統計法（平成19年法律第53号）第13条第２項）

なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合、福祉関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

②　人の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）
・　急病となった場合、医師や看護師に対し、福祉関係事業者が状況を説明する場合
・　福祉関係事業者が、暴力団員に関する情報を第三者と交換する場合

③　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）
・　児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき

④　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して福祉関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合

（例）
・　国等が実施する、統計法第二条第五項の規定に基づく統計調査において、行政機関が事業者、学校等から個人情報を含む情報を一括して収集し統計処理する場合

3　いわゆる「オプトアウト」【法第23条第２項・第３項関係】

福祉関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、１及び２の規定（法第23条第１項）にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

①　第三者への提供を利用目的とすること
②　第三者に提供される個人データの項目

（例）
・　氏名、住所、電話番号
・　氏名、商品購入履歴